

改 正	現 行
<p>（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）</p> <p>第十七条 令第十五条第六号に規定する同条第一号から第五号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下次号において同じ。）の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した者で、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの</p> <p>イ 計画設計を行わせる場合 一年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>ロ 実施設計又は工事の監督管理を行わせる場合 六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者で、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの</p> <p>イ 計画設計を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）</p> <p>第十七条 令第十五条第六号に規定する同条第一号から第五号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下次号において同じ。）の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した後、計画設計を行わせる場合については一年以上、実施設計又は工事の監督管理を行わせる場合については六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、計画設計を行わせる場合については一年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

者（六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合（六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者）

三 学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、計画設計を行わせる場合については九年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については四年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあつては四年六月以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

四 学校教育法による専修学校又は各種学校の下水道工学に関する修業年限二年以上の課程で国土交通大臣が指定したものを修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあつては五年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

五 外国の学校において、令第十五条第一号から第四号まで及び前各号に規定する学科目、課程又は単位に相当するものをそれぞれ当該各号に規定する程度と同等以上に修めて卒業し、専攻し、又は修得した後、当該各号に規定する場合の区分に応じそれぞれ当該各号に規定する期間下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、計画設計を行わせる場合については九年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については四年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による専修学校又は各種学校の下水道工学に関する修業年限二年以上の課程で国土交通大臣が指定したものを修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 外国の学校において、令第十五条第一号から第四号まで及び前各号に規定する学科目、課程又は単位に相当するものをそれぞれ当該各号に規定する程度と同等以上に修めて卒業し、専攻し、又は修得した後、当該各号に規定する場合の区分に応じそれぞれ当該各号に規定する期間下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上、下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上、下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）で、国土交通大臣が指定した講習を修了したものである。

六 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上、下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者で、国土交通大臣が指定した講習を修了したものである。